

令和 8 年度 地域医療基盤総合推進調査事業
指定課題個票②

指定課題 2	地域医療情報連携ネットワーク（地連 NW）が効果的に機能する要因に関する研究
補助基準額	6,094 千円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各地で展開されている地域医療情報連携ネットワークが効果的に機能するための条件を整理し、今後の全国医療情報プラットフォームの展開に備え、各地で今後の地域内の情報共有のあり方について検討を行うことを支援するための資料を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>医療 DX 改革工程表（令和 5 年 6 月 2 日 医療 DX 推進本部決定）に基づき、効率的かつ質の高い医療・介護等の提供を実現するため、全国医療情報プラットフォーム（以下「全国 PF」という。）の構築が進められている。また、第 219 回国会（臨時会）における医療法の改正により、全国 PF において電子カルテ情報の一部を共有する電子カルテ情報共有サービスについて、速やかに整備を進めることとされている。</p> <p>一方、地域医療介護総合確保基金及び地域医療再生基金を活用し、これまで各地域において医療・介護等の情報を共有する地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連 NW」という。）の構築が進められてきた。地連 NW は全国 PF に先立ち地域内での医療等情報の共有を行ってきており、複数の地連 NW の状況を調査し、効果的に機能する条件を整理することは、すでに地連 NW で地域内の情報共有を行っている地域において、今後の方向性を検討するための資料として活用できるとともに、今後の全国 PF を利用した円滑な情報連携を実現するための方策の検討にもつながることが期待される。</p> <p>本事業では、地連 NW のこれまでの取組の中から、地域内での情報共有を効果的に行うための条件を整理することで、今後の各地域における情報共有のあり方を検討に資する資料作成を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	地連 NW の事務局へのヒアリング等による情報収集および公知情報収集
求める成果物の活用方法（施策への反映）	令和 9 年 1 月以降の電子カルテ情報共有サービスの全国運用開始に向けて、地連 NW のこれまでの取組に学び、地域内での情報共有を円滑に行うための条件に関する資料を作成し、周知を行う。
担当課室/担当者	医政局医療情報担当参事官室（内線 4677、4399、4391、4381、4687）